附則第十一条第一項中「二十七年新地方税法」を「二十九年新地方税法」に、「二十七年経過措置対象課税資産の譲渡等」を「二十九年経過措置対象課税資産の譲渡等」に、「二十七年経過措置対象課税仕入れ等に係る」を「二十九年経過措置対象課税仕入れ等に係る」に改め、同項第一号ロ中「二十七年経過措置対象課税資産の譲渡等」を「二十九年経過措置対象課税資産の譲渡等」に改め、同号ハ中「行った課税資産の譲渡等」の下に「及び特定課税仕入れ」を加え、「二十七年経過措置対象課税資産の譲渡等」を「二十九年経過措置対象課税資産の譲渡等」に改め、同項第二号イ中「ハまで」を「ニまで」に改め、同号ロ中「二十七年経過措置対象課税仕入れ等」を「二十九年経過措置対象課税仕入れ等」に、「第十四条第三項の規定若しくは」を「第十四条第三項の規定、」に、「若しくは消費税法改正法附則第十九条の規定によりなお従前の例による」を「に基づく政令の規定、消費税法改正法附則第十六条の二の規定若しくは消費税法改正法附則第十九条の規定に基づく政令の規定によりなお従前の例による」に、「二十七年旧消費税法」を「二十九年旧消費税法」に、「二十七年新消費税法」を「二十九年新消費税法」に、「ハまで」を「ニまで」に改め、同号ハ中「行った課税仕入れ」の下に「若しくは特定課税仕入れ」を加え、「二十七年経過措置対象課税仕入れ等」を「二十九年経過措置対象課税仕入れ等」に、「二十七年新消費税法」を「二十九年新消費税法」に、「ハまで」を「ニまで」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「二十七年新地方税法」を「二十九年新地方税法」に、「二十七年経過措置対象課税資産の譲渡等」を「二十九年経過措置対象課税資産の譲渡等」に、「二十七年経過措置対象課税仕入れ等」を「二十九年経過措置対象課税仕入れ等」に改め、同条第五項中「二十七年新地方税法」を「二十九年新地方税法」に、「二十七年経過措置対象課税仕入れ等」を「二十九年経過措置対象課税仕入れ等」に改め、同条第六項中「二十七年新地方税法」を「二十九年新地方税法」に改める。

附則第十二条中「二十七年新地方税法」を「二十九年新地方税法」に、「二十七年旧地方税法」を「二十九年旧地方税法」に改める。

附則第十三条第一項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「二十七年新地方税法」を「二十九年新地方税法」に改め、「。以下この条において同じ」を削り、「十七分の十」を「十九分の十」に、「十七分の七」を「十九分の九」に改め、同条第二項を削る。

附則第十四条中「附則第一条第三号」を「附則第一条第二号」に改める。

附則第十六条中「平成二十七年度分」を「平成二十九年度分」に、「平成二十六年度分」を「平成二十八年度分」に改める。

附則第十七条を削り、附則第十八条を附則第十七条とする。

附則第十九条第三項を削り、同条を附則第十八条とし、附則第二十条を附則第十九条とし、附則第二十一条を附則第二十条とする。

附則第二十二条のうち特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第二十四条の改正規定中「百分の二十・八」を「百分の十九・五」に改める。

附則第二十二条を附則第二十一条とする。

附則第二十三条中「平成二十七年度分」を「平成二十九年度分」に改め、同条を附則第二十二条とする。

附則第二十四条及び第二十五条を削る。

（地方税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第四条　地方税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第二条中地方税法第五十二条第四項の改正規定及び同法第三百十二条第五項の改正規定並びに同法附則第十七条の改正規定を削り、同法附則第三十条を同法附則第二十九条の八とし、同条の次に一条を加える改正規定を次のように改める。

附則第三十条第四項中「附則第三十条第一項から第三項まで」を「附則第三十条第三項から第五項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項中「初めて道路運送車両法第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第三項において「初回車両番号指定」という。）を「初回車両番号指定」に改め、同項第一号中「（電気を動力源とする軽自動車で内燃機関を有しないものをいう。）」を削り、同項第二号中「（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものをいう。）」を削り、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

三輪以上の軽自動車（電気を動力源とする軽自動車で内燃機関を有しないものをいう。第三項第一号において同じ。）、天然ガス軽自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものをいう。同項第二号において同じ。）、メタノール軽自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものをいう。）、混合メタノール軽自動車（メタノールとメタノール以外のものとの混合物で総務省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものをいう。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車（内燃機関を有する軽自動車で併せて電気その他の総務省令で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第二条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので総務省令で定めるものをいう。）並びに被けん引自動車を除く。）に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して十四年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第四百四十四条第一項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四百四十四条第一項第二号ロ	三千九百円	四千六百円
第四百四十四条第一項第二号ハ	六千九百円	八千二百円
	一万八百円	一万二千九百円
	三千八百円	四千五百円
	五千円	六千円

2　前項の規定の適用がある場合における第四百四十四条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「前項」とあるのは「前項（附則第三十条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。）」と、「同項各号」とあるのは「前項各号」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「同項（附則第三十条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）及び前項」とする。

附則第一条第四号中「第四百四十四条第一項」を「第四百四十四条第一項第二号ロ及びハ」に改め、同条第六号中「第二条」を「第一条中地方税法第四百四十四条第一項第一号、第二号イ及び第三号の改正規定並びに第二条」に改め、「第十一条第三項」の下に「、第十三条第三項」を加える。

附則第十三条第二項中「第四百四十四条第一項」の下に「第二号ロ及びハに係る部分に限る。」を加え、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　二十八年新法第四百四十四条第一項（第一号、第二号イ及び第三号に係る部分に限る。）の規定は、平成二十八年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成二十七年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

（国有資産等所在市町村交付金法の一部改正）

第五条　国有資産等所在市町村交付金法（昭和三十一年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

附則第十四項（見出しを含む。）中「平成二十五年度から平成二十七年度まで」を「平成二十八年度から平成三十年度まで」に改める。